

ストック・オプションの節税効果及び会社利益への 影響：マイクロ・ソフト社の事例研究

霍, 茜

<https://doi.org/10.15017/3000335>

出版情報：経済論究. 118, pp.1-11, 2004-03-30. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：

ストック・オプションの節税効果及び会社利益への影響

—マイクロ・ソフト社の事例研究—

霍 茜

- 1 はじめに
- 2 マイクロ・ソフト社のストック・オプション・プラン
- 3 スtock・オプションの行使と会社の節税効果
- 4 節税効果に関する会計処理及びその問題
- 5 節税効果に関する会計処理の問題の分析
- 6 おわりに

1 はじめに

ストック・オプションは、従業員（役員を含む）の株式に基づく報酬である。1920年代からアメリカにおいて採用され始め、1950年代から広く利用された。1990年代からの10年間で、ストック・オプションは、各業種に普及し、経営者から従業員にまで付与してきた。

近年、大量のストック・オプションの行使によって、会社は巨額な税金を節約できた。そこで、ストック・オプションの行使により、会社の課税所得と財務会計上の利益との差額が拡大していることが注目されている¹。つまり、会社は、好況で税引前利益が高いにもかかわらず、支払った税金が少ないということである。ストック・オプションは、どのような仕組みで会社の税金を節約できたのか、また、節約した税金が会社経営にどのような影響を与えているのかを本文において明らかにする。

パソコン関連の新規企業は大量なストック・オプションを採用しているため、本文では、マイクロ・ソフト社（以下、M社と略称）を分析対象とする。マイクロ・ソフト社は、新規企業の成功代表ともいえる。1975年に設立し、30年も経ないうちに、世界一のソフトウェア企業になった。また、従業員全員に対してストック・オプションを付与しているという、新規企業としての重要な特徴も揃えている。

本文では、まず、M社のストック・オプションの利用状況を見る。次に、ストック・オプションの行使による節税効果の仕組みを考察し、M社の節税状況を把握する。さらに、ストック・オプションの節税効果による会社への影響を分析する。そこで、ストック・オプションの節税効果に関する会計処理を考察し、節税効果が純利益への影響及びその問題点を明確にする。そして、その問題の本質を掘り下げ、問題がストック・オプションの費用に対する会計上の認識と税制上の認識との差異が存在するところであると指摘する。最後に、ストック・オプションの節税効果に対する会計処理の分析を行った意義を指摘し、今後の研究方向を明確にする。

1 Buckman, A. [2000]

2 M社のストック・オプション・プラン

2.1 スtock・オプション・プランの内容

ストック・オプションとは、選択権者（オプションを持っている人）に対して、一定の期間内（権利行使期間）に、あらかじめ決められた価格（行使価格）で、株式を購入するか、または売却する権利を与える契約である²。ストック・オプションは、従業員の労務対価として、株式によって報酬が支払われるので、従業員報酬における、株式に基づく報酬制度の一種となる。株式に基づく報酬 (stock-based compensation) という制度のもとにおいて、従業員は、自社の株式、ストック・オプション、持分商品 (equity instrument)、または、ある一定の期間中の株価上昇分相当額 (SAR, stock appreciation right) を受け取ることができる (FAS 123第395項)。それらの中で、M社は、ストック・オプションと従業員株式購入権 (stock purchase right) を採用している。

M社が従業員のストック・オプション・プランを採用する目的は、従業員の財務的利益と長期的な株主価値とを結びつけることにありと明示されている。また、重要な人材を集めることや、引き止めるという目的にも、ストック・オプションを利用することが強調されている³。

M社は、現在まで五つのストック・オプション・プランを採用してきた。そのうち三つは、取締役、オフィサー（業務執行役員）および全ての従業員を対象として与したものである。具体的には、1981 Stock Option Plan, 1991 Stock Option Plan, As Amendedと、2001 Stock Option Planである。そのほかに、社外取締役を対象にした1999年オプション・プラン (1999 Stock Option Plan for Non-Employee Directors, As Amended) と、コンサルタントなどを対象にした2001オプション・プランがある。

2.2 スtock・オプションの利用状況

M社は毎年従業員に対し、ストック・オプションを付与している (表1を参照)。1992年から2001年までの10年間に付与したストック・オプションの総数は、20億1,000万株にのぼる⁴。2001年までに、付与した株式の数が期末の普通株式に占める割合は4.16%となっている。1992年から1997年まで年間に付与したストック・オプションの数は平均して2億1,100万株で、あまり変化していなかったが、1998年と1999年において、それぞれ1億3,800万株と7,800万株で、急に減少をした。また、2000年に付与したオプションの数は3億400万株で、最多であった。この年に、付与したオプションの株式が期末の普通株式に占める割合が最も高く、5.75%であった。

毎年従業員がストック・オプションを行使している。1992年から2001年までの10年間に従業員が行使したストック・オプションの総数は、16億9,440万株にのぼる。従業員が年間に行使した状況はほぼ

2 FASB [1995]

3 Microsoft Corporation, Form 10-K filing, 1994

4 マイクロソフト社は、1986年から2001年までに8回にわたって、株式を分割した。1986年の1株は、2000年6月までに144株に当る。以下で述べた株式数は、すべて分割調整後の数字である。また、統計の出所は1994年から2001までの会社のForm 10-Kである。

安定して、1億69,440万株であった。しかし、2001年において、株価が下落したため、従業員が行使したストック・オプションは最も少なく、1億2,300万株しかなかった。行使したオプションの株式が期末の普通株式に占める割合を計算すると、1993年も最も高く、4.64%であった。2001年に、行使した株式の数が期末の普通株式に占める割合は最も少なく2.28%しかなかった。

一方、1997年から、株価が急上昇したため、従業員がストック・オプションの行使によって実現した利得（行使価格と市場価格の差）は著しく増加した。計算日までの毎年の加重平均行使価格と計算日の株式の市場価格との差額に行使したオプションの数を掛けることで、従業員の所得が予想できると考えられる。表2は、予想した従業員の所得（以下では、従業員の予想所得という）を表している。1992年から2001年までの10年間に、従業員の予想所得が380億7,981万ドルであった。1999年のみで、従業員の予想所得は、115億5,525万ドルに達し、最も多かった。ただし、2001年において、株式の市場価格とオプションの行使価格との間の差が短縮し、従業員の予想所得も急に減少をした。2002年では、従業員は7,623万ドルの利益しか実現できなかった。2002年の従業員の所得は1999年と比較して、114億7,902万ドル減少し、1999年分の1%にも及ばなかった。つまり、以前、従業員はストック・オプションの行使によって、巨額の所得を実現したが、2001年からの株価の下落の影響を受け、ストック・オプションによる利得を実現できなくなってきた。

表1 M社のストック・オプションの利用状況

期 末 (6月30日)	付与の状況		行使の状況		期末まで発行 した普通株式 数(百万)
	付与株式数 (百万)	期末普通株式 に占める割合	行使株式数 (百万)	期末普通株式 に占める割合	
1992	237.6	5.46%	165.6	3.81%	4352
1993	195.2	4.32%	209.6	4.64%	4520
1994	209.6	4.51%	167.2	3.60%	4648
1995	176	3.74%	140	2.98%	4704
1996	228	4.77%	160	3.35%	4776
1997	220	4.57%	180	3.74%	4816
1998	138	2.79%	176	3.56%	4940
1999	78	1.53%	175	3.43%	5109
2000	304	5.75%	198	3.75%	5283
2001	224	4.16%	123	2.28%	5383
2002	41	0.77%	99	1.85%	5359

(出所) Microsoft Corporation, Form 10-K filing, 1994—2002

表2 M社の従業員のストック・オプションの行使による予想所得

	期末の加重平均行使価格 (ドル)	期末株価 (ドル)	行使株式数 (百万)	従業員予想所得 (百万ドル)
	①	②	③	= (②-①) × ③
1992	1.56	4.36	165.6	463.68
1993	2.26	5.48	209.6	674.91
1994	2.91	6.44	167.2	590.22
1995	3.64	11.26	140	1066.80
1996	5.52	14.96	160	1510.40
1997	7.86	31.5	180	4255.2
1998	11.94	54.02	176	7406.08
1999	23.87	89.9	175	11555.25
2000	41.23	79.74	198	7624.98
2001	49.54	72.76	123	2856.06
2002	53.75	54.52	99	76.23

注：期末株価、行使価格と行使した株式数は2002年まで株式分割の影響を調整したデータである。

(出所) Microsoft Corporation, Form 10-K filing, 1994—2002及びYAHOO! FINANCE

3 ストック・オプションの行使と会社の節税効果

アメリカで利用されているストック・オプションは2つに分類できる。一つは税制上の優遇措置が受けられる法定ストック・オプション (statutory stock option) である。これは奨励型ストック・オプション (incentive stock option) とも呼ばれている⁵。もう一つは税制上の優遇措置が受けられない非法定ストック・オプション (non-statutory stock option) である。これは非適格ストック・オプション (nonqualified stock option) とも呼ばれている。二つのストック・オプションの行使は個人の所得税に異なる影響を与え、それによって、会社の税金にも異なる影響を与えてしまうのである。

3.1 インセンティブ・ストック・オプションと課税

インセンティブ・ストック・オプションとは、内国歳入法 (Internal Revenue Code, 以後略称 I R C) 422条の条件をすべて満たすストック・オプションのことである⁶。このようなストック・オプションに対して、個人所得課税上の優遇措置を設けられている。

I R C 421条(a)項の規定によれば、インセンティブ・ストック・オプションの行使によって株式が取得された時、その時の市場価格と行使価格との間の差額は、所得として課税されない。その株式が売

5 黒田 [1999] 39頁。

6 その具体的な内容は拙稿 (2003) 参考されたい。

却された時、その時の市場価格と行使価格との間の差額を資本利得とみなして課税される。

こうした措置を受けられる理由は、インセンティブ・ストック・オプションが従業員の報酬ではなく、インセンティブ・デバイスとみられているためである。

インセンティブ・デバイスという考え方は、1950年代において、ストック・オプション課税が正式に立法化された時に提示された。The Revenue Act of 1950によれば、制限付きのストック・オプション (restricted stock option) に対し、売却日における資本利得にのみ課税がされる。“その理由を説明する際、財政委員会のレポートは、新法の適用される資格をもつオプションは「報酬 (compensation) としてよりはむしろインセンティブ・デバイスとみられるべき」と述べている。すなわち、こうしたオプションは、従業員などに所有者的なインセンティブを与え、彼らを株式会社と一体化させる効果をもつことが認められている”⁷。当時の制限付きストック・オプションの内容は現在のインセンティブ・ストック・オプションの内容と違っているが、それらの本質が類似しているため、インセンティブ・ストック・オプションもインセンティブ・デバイスとして認識され、売却日にしか課税されないのである。

個人所得課税の優遇措置に対して、インセンティブ・ストック・オプションが会社の法人課税に影響を与えなかった。IRC 421条の(a)項の規定によると、インセンティブ・ストック・オプションは、従業員の報酬ではない。よって、インセンティブ・ストック・オプションを付与した会社は従業員がこのストック・オプションを行使することで得た利得を報酬費用として計上できない。よって、会社の損金に算入することもできない。

3.2 非適格ストック・オプションと課税

非適格ストック・オプションとはIRC 421条-424条に規定される条件を満たさないオプションのことである⁸。1950年代以降、上記の条件を満たさないストック・オプションは、すべて従業員の給与所得として処理されている。

税制上 (Reg.1.83-7(b))、非適格ストック・オプションは、「もしその価値が付与日において、市場もしくはその他の算定方法によって妥当と判断できる場合には、その時点で算定された額が課税される」ということになっている。非適格ストック・オプションが市場で取引されておらず、その価値がすぐに判明しない時には、その他の算定方法によってその公正価値を見積もることができる。しかし、そこでかなり厳しい条件を満たさなければ、公正価値の推定を利用できないと規定されているため、実際には、ストック・オプションが行使され、対象となった株式が購入された時点で、課税されることになっている⁹。この場合の課税額方法は、購入した株式の時価から、従業員が支払った金額を差し引いた額をオプションの価値と判断し、普通所得とみなして課税がされる。さらに、取得した株式が売却されるときに、その売却価格と行使日の市場価格との間の差額を、資本利得とみなして課税がさ

7 生駒道弘 [1967] 78頁。

8 “IRC 421条-424条の条件を満たすオプションは法定ストック・オプションと呼ぶ。”中央クーパース・アンド・ライブランド・アドバイザーズ株式会社編 [1999] 329頁。

9 同上。

れる。

非適格ストック・オプションは、会社から従業員に対して付与された報酬である。行使日に従業員がストック・オプションを行使して得た利得（行使価格と行使日の市場価格との差額）は、従業員のサービスの対価であり、会社の費用と税制上、みなしている。その理由は従業員の利得が会社にとって、機会損失であると考えられているからである。言い換えれば、会社が当該株式を市場で売却（発行）すれば得られるはずのキャッシュ・フロー（行使価格相当額を差し引いた額）を放棄して、これを従業員に与えたことになる¹⁰。従って、従業員が非適格ストック・オプションの行使によって得た利得は、会社の損金に算入することが認められている。

つまり、非適格ストック・オプションは現金報酬と同様に会社の税金を減らすことができるのである。一般の現金報酬であれば、会社のキャッシュ・アウトフローの部分が報酬費用となり、課税所得から控除され、その部分だけ会社の税金が少なくなるのである。一方、従業員が非適格ストック・オプションを行使した結果、従業員の利得も会社の課税所得から控除され、その部分だけ会社の税金が節減できる。ただし、非適格ストック・オプションを現金報酬と比較すると、会社は従業員の利得に対して現金の支出がない。従業員の利得が株式市場から実現したのである。

このように、非適格ストック・オプションは会社からのキャッシュ・アウトフローを発生させないにもかかわらず、その行使によって実現した従業員の利得は、会社の課税所得を減らし、法人税の節約を可能にする。本文では、このことを、ストック・オプションの節税効果と定義する。

以下では、ストック・オプションの節税効果というのは非適格ストック・オプションに限定している。インセンティブ・ストック・オプションは会社にとって、節税効果が生じないからである。

3.3 M社におけるストック・オプションの節税状況

上記のように、非適格ストック・オプションの行使による従業員の所得が多ければ多いほど、会社の税金が節約できるのである。1992年～2001年の10年間で、株価の上昇及び大量の行使により、M社は、合計140億7,600万ドルの巨大な節税効果を受けた。1997年から、ストック・オプションの行使による節税額は、著しく増加した（図1参照）。特に、2000年は最も高く、55億3,500万ドルの節税効果を受け、節約した税金額は、当期純利益の金額の59%に相当する。

次に、節約した税金は会社の純利益への影響を考察する。

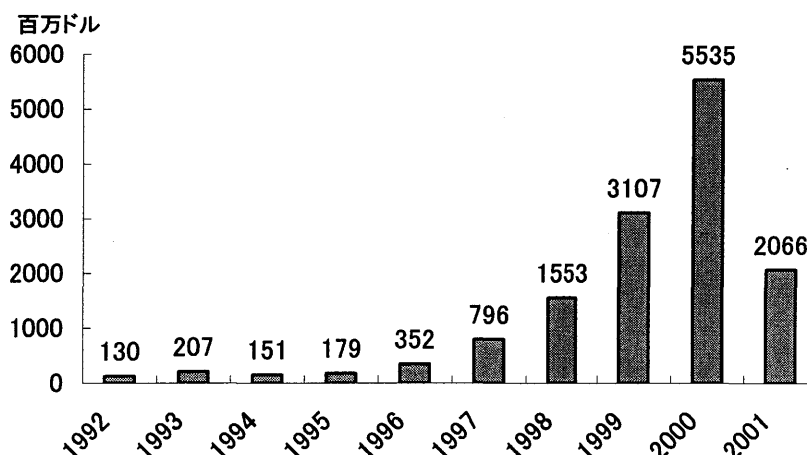
4 スtock・オプションの節税額及びその会計処理の問題

4.1 スtock・オプションの節税額に関する開示

M社は、ストック・オプション節税額 (Stock option income tax benefits) という項目を株主持分計算書 (Stockholders' Equity Statements) とキャッシュ・フロー計算書 (Cash Flows Statements) に開示している。2000年9月までに、M社はストック・オプション節税額を株主資本 (shareholders'

10 商事法務研究会編 [2000] 39頁。

図1 スtock・オプションの行使による節税額



(原資料) Microsoft Corporation, 1994-2002 Form 10-K Filingを参照。

equity) に貸記する一方で、キャッシュ・フロー計算書で財務活動によるキャッシュ・フローに計上していた。これはストック・オプションの行使に対して、会社が株式を発行したという考えに基づいている。2000年7月20日以後、EITF (Emerging Issues Task Force) はストック・オプション節税額を営業活動によるキャッシュ・フローに計上するよう規定した¹¹。よって、2001年度から、M社はストック・オプションの節税額をキャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローの部分に計上するようになった。

4.2 スtock・オプションの節税額と会計上の税金費用

ここで、損益計算書に計上する項目である法人税等 (provision for income taxes) を税金費用と定義する。税金費用の構成内容は一般に財務諸表の注記に開示されている。税金費用に対する会計処理は、税効果会計という方法を採用している。税効果会計は、財務会計と税法計算規定との間の差異に基づいて生じる税金の影響額を、財務会計上の法人税等の計上に反映させる方法である¹²。すなわち、財務会計上の法人税等 (本文での税金費用) はすべての差異を反映し、会社が支払うべき税金を表している。

表3は、1997年と1998年にM社の税金費用の構成を表している。税金費用のうち、税制上と会計上の認識時期の時間的な差異によって生じた繰延税金を除き、当期税金 (Current Taxes) の金額は1997年と1998年、それぞれ21億2,200万、30億4,400万ドルとなる。さらに、海外における課税分 (4億1,200万ドルと5億2,600万ドル) を除いて、1997年と1998年には、当期支払国内税金額 (国内、当期の税金費用) がそれぞれ17億1,000万ドルと25億1,800万ドルであった。

一方、経済・税制政策研究所 (Institute on Taxation and Economic Policy) の調査によれば、

11 EITF Issue No.00-23.

12 中田信正 [1999] 6頁。

表 3 M社の税金費用

	(単位：百万ドル)	
	1997年	1998年
税金費用 (Provision for income taxes)	1,860	2,627
繰延税金 (Deferred Taxes)	-262	-417
当期税金 (Current Taxes)	2,122	3,044
海 外 (International)	412	526
国 内 (U.S and state)	1,710	2,518

(原資料) Microsoft Corporation, 1998 Form 10-K Filingを参照。

表 4 税金費用と支払った法人税との間の差額

国内, 当期税金費用	1,710	2,518
国内税金キャッシュ・アウトフロー ¹⁾	914	965
ストック・オプションの減税額 ²⁾	796	1,553

(注 1) McIntyre Robert S. and T.D. Co Nguyen, *Corporate Income Taxes in the 1990s*, Institute on Taxation and Economic Policy, October 2000, p17.

(注 2) Microsoft Corporation, 1998 Form 10-K Filing, CASH FLOWS STATEMENTSを参照。

1997年と1998年において、会社が実際に支払った国内税金キャッシュ・アウトフローはそれぞれ9億1,400万ドルと9億6,500万ドルであった。国内の当期税金費用と国内の当期税金キャッシュ・アウトフローとの間の差額は、ちょうどストック・オプションの節税額であった(表4を参照)。つまり、ストック・オプションの節税額は、当期の税金費用に反映させていない。

一般的に、当期の税金費用は、一時的な差異の影響を除き、税制の規定によって計算された当期支払うべき税金であり、一時的な差異以外の差異によって生じた税金の調整額をすべて表している。しかし、上述のように、M社はストック・オプションの節税額を、当期の税金費用から減算していない。損益計算書に計上されている当期の税金費用は、実際に支払った税金より過大に計上されている。そのため、会社の純利益が過小に計上されている。このことはストック・オプションの節税効果に関する、会計処理の問題である。

5 スtock・オプションの節税効果に関する会計処理の問題の本質

ストック・オプションの節税効果をめぐる会計上の問題はM社の会計処理の問題ではなく、その本質が会計基準と税制規定との差異にある。

5.1 原因一：ストック・オプションの費用に対する認識基準の差異

ストック・オプションの節税効果は、税制上認識したストック・オプションの費用に関係している。インセンティブ・ストック・オプションによる利得は従業員の報酬として認められないため、会社の

費用にならない。他方、非適格ストック・オプションによる利得は従業員の報酬として認められ、会社の費用となり、損金に算入することができる。

税制上、非適格ストック・オプションの価値測定において、基本的に二つの方法がある。つまり、市場による評価方法、および妥当と見られる算定方法によって見積もるのである。(従業員を対象とする)非適格ストック・オプションが市場で取引されておらず、その公正価値がすぐに判明できないため、その他の算定方法によってその公正価値を見積もることになる。一方、税制上、公正価値の算定方法を利用するにあたり、かなり厳しい条件を設けている¹³。一般の非適格ストック・オプションは、ほとんどそれらの条件を満たさないため、公正価値が付与日に推定できない状態になっている。実際に、非適格ストック・オプションの価値が確定されるのはオプションの行使日となる¹⁴。この日において、市場で取引されている株式の時価から従業員が支払った金額を差し引いた差額(本源的価値)は、従業員の所得、会社の費用として判断される。従って、税制上、認識したストック・オプションの費用は非適格ストック・オプションの行使日の本源的価値となっている。

これに対して、会計上認識したストック・オプションの費用は異なっている。

M社は、従業員の株式に基づく報酬について、会計原則審議会のA P B意見書25号を適用している。A P B意見書25号(A P B25: Accounting Principles Board Opinions25, “Accounting for Stock Issued to Employees”)において、ストック・オプションの費用を算定する際は、本源的価値で評価することを要求している。具体的には、オプションの行使価格と“測定日の株価”との間の差額が、ストック・オプションの本源的価値になる。“測定日(measurement date)”とは、従業員が購入できる株式数と行使価格が、確定した日のことである。通常これらの権利内容が確定するのは、会社から従業員にオプションを付与した日(grant date)となる。従って、A P B意見書25号において、付与日の市場価格とオプションの行使価格との間の差額(本源的価値)はストック・オプションの費用とみなしている。

M社は、ストック・オプションの報酬費用をゼロと認識している。Form10-Kにある財務諸表の注記には、“会社は、ストック・オプション及び従業員購入プランについて、A P B意見書25号、従業員に対する株式発行の会計に準拠している。オプションの行使価格がオプションの付与日の市場価格と同一であるため、報酬費用は認識していない”と明示されている¹⁵。

従って、財務会計上のストック・オプションの費用は、付与日の本源的価値であるに対して、税制上のストック・オプションの費用は、行使日の本源的価値である。ストック・オプションの費用に対し、認識時点の差異が生じている。

5.2 原因二：ストック・オプションの報酬費用に対応して、税金費用が計上される。

一般的に、会計上と税制上との間の認識の差異はよく発生するのである。そして、これに対し、税

13 例えば、オプションがすぐに行使できるようになる。また、オプションが市場で自由に譲渡できる。中央クーパース・アンド・ライブランド・アドバイザーズ [1999] 329頁。

14 同上。

15 Microsoft Corporation, Form 10-K, 1997年

効果会計が適用されるようになった。税効果会計は、会計上と税制上の認識の差異により生じた税金の影響額を税金費用に反映させる方法なのである。よって、ストック・オプションの節税効果は、税効果会計を適用し、税金費用に反映させるべきなのである。

しかし、会計基準によると、“会社はある事業年度の所得税費用を減額するにあたっては、ストック・オプション、株式購入、または贈与のプランに基づく税金減少額でなく、当該事業年度の報償費用に対応する税金減少額をもってこれを行わなければならない。…税金減少額のうち、かかる残額については、損益に含めるのではなく、税金減少の年度において株式発行差金または払込剰余金に加算する処理をしなければならない”ということである¹⁶。すなわち、ストック・オプションの行使による税金費用の減少額は、計上したストック・オプションの報酬費用に対応している。

上記のM社は、ストック・オプションの報酬費用をゼロとしているため、それに対応する税金費用の減少額が発生しないことになる。従って、ストック・オプションの行使によって、会社の税金キャッシュ・アウトフローは減少したにもかかわらず、ストック・オプションの税金費用が減少していない。つまり、税制上認識したストック・オプション費用によって生じた節税効果は、会社の税金キャッシュ・アウトフローを軽減させた。しかし、それは、会社の税金費用を減算させることができなかった。その理由は、会計上認識したストック・オプションの費用との間の差異が生じても、税金費用の減少はストック・オプションの報酬費用に対応しているからである。

6 まとめ

M社は、大量なストック・オプションを従業員に付与してきた。そのうち、非適格ストック・オプションの行使によって、会社は巨額の税金を節約できた。一般的には、納める税金が減少すれば、会社の利益は増大すると考えられる。しかし、本文の分析によって、その節税効果は、会計上の利益に影響を与えなかったということがわかった。

その原因は、ストック・オプションの費用認識について会計上と税制上の差異があつて、しかも、その認識の差異に対して税効果会計を行わなかったからである。会計上認識したストック・オプションの費用は「付与日」の本源的価値であり、税制上認識したストック・オプションの費用は行使日の本源的価値である。本来、現在の法人税等の会計処理は税効果会計を適用し、会計上と税制上との間の認識の差異を法人税等（税金費用）に反映させるべきであるが、ストック・オプションに対する認識の差異に基づいて生じた税金の影響額（ストック・オプションの節税効果）を法人税等（税金費用）に反映させなかった。これによって、節約した税金が税金費用から減算されず、会社の利益が過小に表示されることとなる。

最近、従業員のストック・オプションの費用化が議論されるようになってきている。そこでは、従業員のストック・オプションの公正価値が損益計算書に費用計上されないことにより、会社の利益が過大に表示されるため、投資家の意思決定に誤った情報を与えてしまうと言われている。しかし、本文で

16 日本公認会計士協会国際委員会訳 [1978] 453頁。

説明したように、ストック・オプションの節税効果が会社の純利益に反映されていない。また、従業員のストック・オプションの公正価値が今後、費用計上されても、税制上認識したストック・オプションの本源的価値とのずれが生じ、現在の会計基準に基づけば、その部分を会社の純利益に表示されないことは依然、問題として残る。従って、税金費用というアプローチの分析により、現在の会計基準では、ストック・オプションの影響が、会社の純利益から把握できないことが示唆された。

今後、ストック・オプションの利用が会社のキャッシュ・フローにどのような影響を与えてきたのかを明らかにするのは研究課題である。

参 考 文 献

- 生駒道弘『ストック・オプションの研究』, 評論社, 1967年。
- 黒田敦子『自己株報酬・年金の法と税制』, 税務経理協会, 1999年。
- 商事法務研究会編『新訂版 ストック・オプションの実務』, 川島いづみ・中村信男「第3章ストック・オプションと商法上の問題」, 2000年。
- 中央クーパース・アンド・ライブランド・アドバイザーズ株式会社編『ストック・オプション 実務ハンドブック』中央経済社, 1999年。
- 中田信正『税効果会計詳解—基準形成と計算構造』, 中央経済社, 1999年。
- 日本公認会計士協会国際委員会訳『AICPA 会計原則審議会意見書』, 1978年。
- Buckman, A. *the Wall Street Journal*, 2000/10/10.
- EITF Issue No.00-23.
- FASB “Accounting for Stock-based Compensation” 1995.
- Hanlon. M & Terry. S “Accounting for Tax Benefits of Employee Stock Options and Implications for Research”, *Accounting Horizons*, Vol.16. No.1, 2002.
- Lyon. C.S. “Employee Stock Options under the Revenue Act of 1950”, *Columbia Law Review*, Vol.51. No.1. 1951.
- McIntyre Robert S. & T.D. Co Nguyen, “*Corporate Income Taxes in the 1990s*” Institute on Taxation and Economic Policy, October 2000.
- Microsoft Corporation, Form 10-K filing, 1994/6/30-2001/6/30.